

共同で事業に取り組む場合の支援措置を知りたい

高度化事業(高度化資金助成費)

中小企業者が共同で工場団地やショッピングセンターを建設する場合に、県がアドバイスをを行いながら、中小企業基盤整備機構と一体となって事業資金の融資を行います。

対象者

- 事業協同組合などを設立して、共同で経営基盤の強化などに取り組む中小企業者
- 地域の中小企業者を支援するために施設整備などを行う第三セクターや商工会等

内容及び活用方法

こんなとき高度化事業をご活用いただけます(参考事例)。

工場・卸団地や パティオ商業集積も形成する ～集団化事業～

- 事業用地の拡張や騒音・公害問題解消のために、集団で移転します。
- 魅力ある商業空間を目指して、店舗を集団化し、パティオを囲んだ商業集積を形成します。

商店街全体を整備する ～集積区域整備事業～

- 商店街全体の集客力や販売力の向上を図るために、同じ区域内で、各店舗の増改築等を行います。

共同工場やショッピング センターを建設する ～施設集約化事業～

- 採算性、生産力の向上等を図るため、共同工場をつくり事業統合を進めます。
- ショッピングセンターをつくり集客力や販売力の向上を図ります。

共同で利用する 施設をつくる ～共同施設事業～

- 商店街などの集客力を高めるため、アーケードや共同駐車場を設置します。
- 共同物流センターや共同加工場などの施設を整備し、事業の効率化や取引先の拡大を図ります。

共同で新型の設備を 導入する ～設備リース事業～

- 最新鋭の設備を導入するために、組合が共同で購入し各組合員にリースします。

第三セクター等が行う 地域振興のための事業 ～地域産業創造基盤整備事業～ ～商店街整備等支援事業～

- 第三セクターなどが運営する起業化支援センターや技術開発センターをつくるものです。

※リニューアル事業 過去に高度化資金の貸付を受けた組合等が、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応のために、施設の新築、増改築など再整備を行う場合にもご活用いただけます。

診断の実施

事業資金の貸付にあたっては、事前に事業計画等について県が専門家を活用して診断・助言を行います。

貸付条件 ※詳細については下記までお問い合わせ下さい。

- 貸付対象：土地、建物、構築物、設備(いずれも資産計上されるもの)
- 貸付利率：1.0%(特別な法律の認定に基づく事業計画、災害復旧に係る貸付等の場合は、無利子になる場合あり)
- 貸付割合：原則として貸付対象事業費の80%まで
- 貸付期間：20年以内(うち据置期間3年以内)
- 担保・保証：知事が適当と認める金融機関保証、担保または連帯保証人を徴求

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課 管理指導係

TEL：092-643-3423 FAX：092-643-3427

最寄りの福岡県中小企業団体中央会(巻末「お問い合わせ先一覧」参照)

早期経営改善に取り組みたい

中小企業早期経営改善・賃上げ応援事業

早期の経営改善に取り組む中小企業に対し、コーディネーターによる簡易経営診断を実施するとともに、必要に応じて専門家派遣を行い経営改善計画の策定を支援します。

対象者

早期経営改善に取り組む意欲のある県内中小企業者

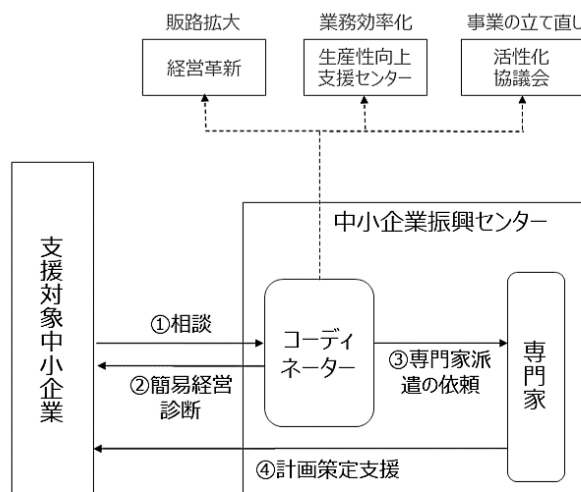
事業内容

(1) 簡易経営診断の実施

- ・自社の現状把握と課題を明確化するため、コーディネーターが簡易経営診断を実施し、必要に応じて企業の課題に応じた専門家の派遣、その他最適な支援メニューの提案を行います。

(2) 専門家派遣による経営改善計画の策定支援

- ・簡易経営診断の実施後、必要に応じて中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、経営改善計画の策定をサポートします。



(3) 緊急経済対策資金（経営改善支援）による資金繰り支援

経営改善計画を策定した中小企業は、県制度融資「緊急経済対策資金（経営改善支援）」に申込可能です（融資条件等はP19-20をご参照ください）。

費用

- ・簡易経営診断の実施：無料
- ・専門家派遣による経営改善計画策定支援：無料

お問い合わせ先

(公財) 福岡県中小企業振興センター

TEL：092-622-5432 FAX：092-624-3300

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/>



事業資金等を借りたい

中小企業振興資金融資制度(制度融資)

中小企業の皆様が必要とされる事業資金等を融資します。

◇中小企業振興資金(注) NPO 法人も、原則対象に含まれますが、一部対象外となることがあります。 **令和7年度福岡県**

区分	制度名	融資対象	用途	限度額
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑤危機関連保証認定者	運転資金 設備資金 (設備は融資対象 ①(災害のみ)、 ②、⑤~⑦、 ⑧(一部を除く)、 ⑨の場合のみ)	1億円以内 (⑤は①~④、⑥~⑨とは別枠)
	経営改善支援	⑥事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度の申込人資格要件に該当する者 ⑦経営力強化保証制度の申込人資格要件に該当する者		1億円以内 (①~⑤、⑧、⑨とは別枠)
	事業承継支援	⑧経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑨3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者 ※⑧の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑧は対象外		1億円以内 (①~⑦とは別枠)
	米国税対策特別融資	⑩米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じている者		3,000万円以内 (①~⑨とは別枠)
事業の開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	3,500万円以内 (3成長支援資金と合算)
	女性・若年・シニア創業者	女性又は35歳未満若しくは55歳以上の者が代表者である法人又は個人 ※NPO法人の場合、一部対象外		
	支援創業者	認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外		
事業の成長	3 成長支援資金	創業若しくは法人を設立した日から1年を経過し5年を経過していない者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	3,500万円以内 (2新規創業資金と合算)
経営革新等	4 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③FVMプレゼンテーション企業 ※NPO法人の場合、②は対象外	運転資金 設備資金	1億円以内
	地域連携支援	地域中小企業支援協議会において重点支援を受ける者		1億円以内 (①~③とは別枠)
	生産性向上支援	福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受ける者	設備資金	
県政推進	5 ふくおか県政推進サポート資金	①県が指定する産業施策に係る支援協議会等の会員である者 ②福岡県観光連盟、県が指定する市町村観光協会の会員である者 ③県が指定する各種助成制度を過去5年以内に活用したことがある者 ④県が指定する宣言・参加登録事業に参画する者	運転資金 設備資金	1億円以内 (自動車関連は1.5億円以内)
通常の事業に必要な方	6 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人(注9))以下の小規模企業者	運転資金 設備資金	運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内
	小口零細企業保証	①従業員20人(商業・サービス業は5人(注9))以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外		2,000万円以内
	7 長期経営安定資金	①県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金	1億円以内
	経営者保証非提供	②県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 直近の決算において債務超過ではないこと ii) 直近2期の決算において減価償却前経常利益が赤字ではないこと		8,000万円以内 (①とは別枠)
8 短期運転資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金	3,000万円以内	

(注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(3 新規創業資金を除く)

(注2) 法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと(純資産の額がゼロ以上である)のいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%(2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45%(2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合、又は直近2期分の決算書が無い場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とできる場合があります。

(注3) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。

(注4) 所定保証料0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%)から、0.5%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.7%)を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

(注5) ⑧のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号に該当する方又は⑨に該当する方で事業承継・引継ぎ支援センター等の確認を受けた場合の保証料率は0.20~0.87%、それ以外の場合は0.25~1.62%となります。

(注6) 一部資金を借換する場合は、1.76%以内(創業後で決算到来前の方は1.01%以内)となる場合があります。

(注7) NPO法人で創業後2年以上経過し5年を経過していない者については、0.45%となる場合があります。

(注8) 所定保証料から、0.10%を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

中小企業融資制度一覧表

(令和7年7月11日現在)

融 資 条 件				申 込 場 所	指 定 金 融 機 関
年 率	期 間	保証料率 (注1、2)	担 保・保証人 (注3)		
1.30%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (⑩は別途定めによる) (⑨は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
1.10%	⑥：10年以内 (据置3年以内) ⑦：運転5年以内 設備7年以内 ※保証付融資の 借換は10年以内 (据置1年以内)	⑥：0.3% (注4) ⑦：0.25%～ 1.47%			
1.40%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62% (注5)			
1.30%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%			
1.30%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、 スタートアップ創出 促進保証適用時は 据置1年以内)	0% ※スタートアップ 創出促進保証 適用時は+0.2% (注6)	担 保：不 要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進 保証適用時は保証人不要)	商工会議所 商工会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊 予・広島・大分・豊和・商工 中金指定信用金庫、指定信用 組合
1.20%					
1.30%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、 スタートアップ創出 促進保証適用時は 据置1年以内)	0% (創業後2年未満) 0.5% (創業後2年以上5年未満) ※スタートアップ 創出促進保証 適用時は+0.2% (注6、7)	担 保：不 要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進 保証適用時は保証人不要)	商工会議所 商工会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊 予・広島・大分・豊和・商工 中金指定信用金庫、指定信用 組合
1.40%					
1.40%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
1.10%					
1.40%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金指定 信用金庫、指定信用組合
1.40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴 求、小口零細企業 保証型は原則不要 (注10) 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定信用金庫 指定信用組合	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和指定信用金庫、 指定信用組合
		0.30%～ 1.75%			
5年以内：1.50% 5年超：1.80% (設備5年超：1.60%)	10年以内 (据置2年以内) (経営者保証 非提供型は 据置1年以内)	0.25%～ 1.77% 0.60%～ 2.35% (注8)	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (経営者保証非提供型は保 証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和指定信用金庫、 指定信用組合
1.40%	1年以内	0.25%～ 1.67%			

(注9) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。

(注10) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課金融係

TEL：092-643-3424 FAX：092-643-3427

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r7yuushiseidoannai.html>

環境保全や公害防止の 取組に対して融資を受けたい

環境保全や公害防止の推進を図る融資事業(エコふくローン)

県民の快適な環境の確保に寄与するため、中小企業者等に対して、環境保全施設等の整備や事業の用に供する次世代自動車の購入等に必要な資金を融資します。

※エコふくローン：「環境保全施設等整備資金融資」の愛称

対象者

中小企業者又は中小企業団体（県内に工場又は事業所を有し、かつ現に事業を営み、県の事業税を滞納していない方）

内容

(1) 融資対象

- 事業の用に供する次世代自動車（HV・EV等）の購入（新車に限る）・ディーゼル自動車（バス・トラック）の廃車に伴う最新規制適合車への買替え（新車に限る）
- 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物による公害の防止施設
- 公害による移転の場合に必要な用地及び建物（公害防止施設の設置、改造により公害を除去し難い場合で、特に必要性が認められる場合に限る）
- 地下水汚染の原因を除去し、適正に処理するための工事費
- 特定フロン等の回収装置
- ノンフロン製品の購入（導入費を含む）
- 廃棄物の資源化・再生利用施設
- バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設
- ISO 14001 認証取得経費
- PCB廃棄物の処理（運搬、買替え費用を含む）
- 土壌汚染対策のための土壌調査及び土壌汚染除去等の措置

(2) 融資限度額 1企業 4,000万円以内（千円単位）

(3) 融資利率 年1.1%（令和7年4月現在）

(4) 返済期間

10年以内（融資額が1,000万円未満の場合は7年以内）で1年以内の据置が可能

(5) 返済方法

元金均等月賦償還（千円単位）

(6) 信用保証料（詳細は、福岡県信用保証協会へお問い合わせください。）

- 福岡県信用保証協会の審査が必要となります。
- 信用保証料率は、0.25%から1.9%の範囲の料率が適用されます。
※事業者選択型経営者保証非提供制度利用の場合、上乘せがある場合があります。
詳細は福岡県信用保証協会へお問い合わせください。

(7) 保証人及び担保

- 連帯保証人は、原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
- 担保は、必要に応じ徴求

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL：092-643-3372 E-mail：recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyoyu-yushi.html>



エネルギー関連設備の導入に必要な資金を借りたい

エネルギー対策特別融資制度

省エネ対策、再エネ設備等の導入に取り組もうとする中小企業者を対象に、必要な資金を融資します。

対象者

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者

内容

(1) 融資対象設備等（県内の事業所に設置する場合に限る）

- 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）
- 再生可能エネルギー設備（売電目的の発電設備を含む）
- コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
- 建築物の省エネ改修（建築物全体で10%以上の省エネ効果を有するものに限る）
- その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの

(2) 融資限度額 再生可能エネルギー設備：2億円以内

その他の設備等：1億円以内

(3) 融資期間 再生可能エネルギー設備：15年以内（据置期間2年以内）

その他の設備等：10年以内（据置期間2年以内）

(4) 融資利率 年1.1%（融資期間が10年超～15年以内の場合は1.3%）

(5) 保証料率 0.13%～1.56%

(6) 担保 必要に応じ徴求

(7) 保証人 原則として、法人は代表者のみ、個人は不要

活用方法

融資制度を希望される方は、下記に記載している取扱金融機関にお申込みください。

福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、北九州銀行、十八親和銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、西京銀行、豊和銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、商工組合中央金庫

お問い合わせ先

福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室

TEL：092-643-3148 FAX：092-643-3160 E-mail：energy@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html>



ITツール導入に対する財政支援を受けたい

中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金

国のIT導入補助金の活用により業務の効率化を図り、賃上げに取り組む中小企業に対し、国の補助率を高め、事業者負担をさらに軽減します。

対象者

国のIT導入補助金2025（通常枠）に採択された県内中小企業者・小規模事業者のうち、補助率2/3の対象となる事業者※

※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上である事業者

内容

(1) 補助対象経費

ソフトウェア購入費、クラウド利用料（ソフトウェアのみ）

(2) 補助率

1/12（国の補助率2/3と合わせ、補助率3/4に嵩上げ）

(3) 補助上限

56万2,500円（国 450万円）

活用方法

申請書類や提出方法等の詳細は、補助金事務局専用サイト又は県ホームページをご覧ください。

<福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金事務局専用サイト>

<https://jimukyoku.site/fukuoka/it-chinage/>



<福岡県ホームページ>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyusyoukigyou-itdounyu-tinage-kinkyusien-hojyokin.html>



国のIT導入補助金については、独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページ>

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



お問い合わせ先

福岡県中小企業IT導入・賃上げ緊急支援補助金事務局コールセンター

TEL：050-1742-3976